

# 競争法（仮訳）

（ 2015年連邦議会法律第9号）

ビルマ暦 1376年タバウン月白分7日

（ 2015年 2月 24日）

## 第 1章 名称、効力発生及び定義

### 第 1条

- (a) この法律を、競争法と称する。
- (b) この法律は、大統領が通知により定める日に効力を生ずる。

第 2条 この法律において、次の各項に掲げる用語は、当該各項所定の定義を有する。

- (a) 「国」とは、ミャンマー連邦共和国をいう。
- (b) 「政府」とは、ミャンマー連邦共和国連邦政府をいう。
- (c) 「委員会」（コミッション）とは、この法律により組織するミャンマー国家競争委員会をいう。
- (d) 「省」とは、連邦政府が任務を授権する省をいう。
- (e) 「競争」とは、市場中にある経済活動従事者<sup>1</sup>の間自身の取引及びサービスを購入して使用する購入者の数、市場シェア及び市場支配可能性を得るために経済活動を競争する、経済活動に関する競争行為をいう。
- (f) 「競争基本原則」とは、市場における平等な競争をもたらし、及び消費者の利益を独占する行為から防衛・保護するために、製造、サービスの提供、取引、投資及び経済活動について直接効果をもたらすよう国が定めて執行する競争基本原則をいう。
- (g) 「競争を制限する行為」とは、市場内にある経済活動の競争を減少させるため、又は妨害するための行為をいう。これには、競争を制限する合意、市場において有する支配している状況の上で機会に乗じて濫用すること、及びそれぞれ又は集団で独占する行為を含む。
- (h) 「不公正な競争」とは、経済活動従事行為をするに際して国の利益又はその他の経済活動若しくは消費者の適法な権利及び利益を損なわせ、又は損なわせうる競争行為をいう。

<sup>1</sup> 訳注：「事業者」として差し支えないと思われるが、ミャンマー語の記載を直訳した。同時に、「経済活動」も「事業（活動）」と訳出してもよいと思われるが、ここでは、原文の記載に忠実な訳出を行った。

- (i) 「経済活動」とは、商品の製造、ディストリビューション、購入、販売、輸入、輸出若しくは交換等の活動又はサービス活動のそれぞれをいう。
- (j) 「経済活動従事者」とは、経済活動のそれぞれ又はサービス活動のそれぞれに従事する者をいう。これには、経済活動又はサービス活動に従事する組織も含む。
- (k) 「商品」とは、この法律においては、取引、製造又は消費する物品をいう。これには、金銭借用証書、株券（ stock ）及び持分（ share ）も含む。
- (l) 「サービス」とは、この法律においては、報酬、対価又は価値により行為を与える活動をいう。これには、政府がサービスとなると時に従い定める活動も含む。
- (m) 「市場」とは、商品及びサービスに対して売主と買主との間で売買取引を実施する区域をいう。
- (o) 「市場シェア」とは、市場の合計販売可能規模のうち、経済活動従事者が販売し、又はサービスを提供する百分率又は割合をいう。
- (p) 「価格」とは、商品の販売又はサービスを行う際に定める価値をいう。
- (q) 「コミッティー」とは、委員会の職務を継続して行うよう委員会が設立する調査コミッティーその他のコミッティーをいう。
- (r) 「業務組織」とは、競争に関する職務を行うようコミッティーが設立する業務組織をいう。

## 第 2 章 目的

第 3 条 この法律の目的は、次に掲げるとおりである。

- (a) 国民経済が発展・進歩するために、経済活動において公正な競争を阻害するよう自然人又は組織が独占する行為又は価格操作する行為により、多数の国民の利益を侵害させることから防御し、及び保護すること。
- (b) 国内・国外の取引及び経済の進歩・発展の上において公正でない市場競争を規制することができること。
- (c) 市場において統制可能であること<sup>2</sup> を濫用することから防御することができること。
- (d) 経済活動間で制限を設けている合意事項及び計画を規制することができること。

<sup>2</sup> 市場支配的地位の趣旨とも考えられる。なお、市場支配的地位に相当すると思われる用語は、他にも存在する。

### 第 3章 基本原則

第 4条 競争の基本原則は、次に掲げるとおりである。

- (a) 市場において自由かつ公正な競争環境を創造してもたらしめることにより、地域において、及び国において、経済が発展・進歩する社会となるように至らしめること。
- (b) 市場において公正な競争を支持・支援して、経済活動を円滑に進歩させしめこと、及び平等に享受する権利を与えること。
- (c) 価格操作する行為により、多数の国民の利益を侵害させることから防衛・保護することができること。
- (d) 事業分野のそれぞれにおいて、自由かつ公正な競争をもたらせること。
- (e) 国際的、地際的及び国家相互間の取引、サービス、投資、熟練労働者又は資金流入のために自由な活動することができる経済社会の機能を生じさせること、並びに競争ネットにおいて協力・参加して活動すること。
- (f) 市場において、競争が基本原則に従い具体化すること。
- (g) 投資家、発明家及び製造者の知的財産に関する権利<sup>3</sup>を保護して、発明・創造できる能力を支持して向上すること。

### 第 4章 委員会の組織

第 5条 政府は、

- (a) この法律にある職務を行うことができるのに適切な、連邦級の人員を委員長とし、関係する連邦の省、庁、政府機関及び非政府組織の専門家又は適切な人員を委員として含むマンマー連邦競争委員会を組織する。
- (b) 委員会を組織する際に、委員のうちから副委員長及び事務局長を定めて任務を与える。
- (c) 第 (a) 項に基づき組織する委員会を必要に応じて変更して組織することができる。

第 6条 国家公務員でない委員会の委員は、省が許可する月給、手当及び賞与を受ける権利を有する。

第 7条 委員会は、連邦が決定する経済に関する基本原則に従い、自己の職務を自由に計画して実行することができる。

<sup>3</sup>原文は「機会」とも翻訳可能である用語である（実際に「機会」と訳出した箇所も存在する。）が、文脈からはむしろ「権利」の趣旨と思われる。

## 第 5章 委員会の義務及び職権

第 8条 委員会の義務及び職権は、次に掲げるとおりである。

- (a) 競争に関する事案を、国際的若しくは地際的な組織と、又は国家相互間で協力し、及び検討すること。
- (b) 国の利益のために必要な経済活動並びに小規模及び中規模経済活動に対し、この法律を遵守して行為することから、必要ならば免除を許可すること。
- (c) コミッティー及び業務組織を必要に応じて組織すること、並びにこれらの職務を定めること。
- (d) コミッティー及び業務組織から提出されてくる事案に決定を与えること。
- (e) 経済活動を共同して実施すること、又は競争を制限することの許可を取得するための申請の際に必要な様式、手続及び規則を定めること。
- (f) 経済活動の所有権の一部又は全部を他の経済活動が支配し、買収し、若しくは取得し、又は経済活動が集中することにより競争において害されうる市場シェア、売上、投資金額、株式／持分の数及び活動と関係して所有する物品の量を定めること。
- (g) 独占行為をしていると委員会が判断する市場シェア、売上、投資金規模株式／持分、数値及び活動と関係して所有する物品の規模を定めて決定すること。
- (h) ある経済活動又は経済活動のグループが市場において競争を害されうると委員会が定めている市場シェア保有規模を超えた場合、又は超えていると委員会が判断した場合には、当該経済活動又は経済活動グループの市場シェアを定められた活動規模に減少させるよう命ずること。
- (i) 独占し、統制していると委員会が判断する経済活動従事者の市場シェア及び販売の増大を制限する通知を発して禁ずること。
- (j) この法律にある禁止事項に違反したと委員会が疑った場合、又は確実な報告事項を受けた場合には、調査するよう職務権限を与えること。
- (k) 経済活動従事者のそれぞれから競争に関して必要な証拠及び資料を要求すること。
- (l) 競争に関する必要な調査・質問を行うために関係者を召喚して質問すること。

- (m) 競争に関する資料、解明、提案又は意見を与えて、必要に応じて専門家<sup>4</sup>を招聘して協議する。
  - (n) 事案ごとに規定に従い必要な証拠及び物品を調査するため、証拠品として押収し、当該証拠又は物品を保証書<sup>5</sup>により返還する旨許可する命令を下し、拒絶し、又は許可を再び取り消すこと。
  - (o) 調査コミッティーが提出した調査・発見報告書に関する検討及び必要な場合には訴えを申し立てるよう指示すること。
  - (p) 違法行為をした際の関係者が違法行為に関して、裁判所において自ら関係違反行為をした旨<sup>6</sup>余すところなく自供した場合には、その者を規定により処罰を免ずることを許可するよう手配を行うこと。
  - (q) 競争と関係する事案に関して、省を経由して政府に提案を提出すること。
  - (r) 競争と関係する事案に関して、政府が適宜授權する義務を実施すること。
- 第 9 条 委員会は、自己の業務行為の完成及び改善の状況を政府に 3 か月に 1 度報告・提出する。

第 10 条 特別の状況が生じた場合には、委員会は、自己の業務行為を政府に直ちに提出する。

## 第 6 章 調査コミッティーの組織及び職務

第 11 条 委員会は、

- (a) 調査コミッティーを、コミッティーの成員が少なくとも 5 名、多くて 9 名で組織する。そのうちから適切な者 1 名をコミッティーの長としての任務を与える。
- (b) 前項に従い組織する際には、コミッティーの成員は、経済学、法律学、貿易学及び関係するその他の学問において経験及び知識を有する者が必要なければならない。
- (c) 第 (a) 項に従い組織する際には、調査コミッティーの成員として行為する者は、調査するべき経済活動に関する事案と直接又は間接の関係者が必要ではない。

<sup>4</sup> 訳注：原文には、「pinyashinmyar 又は kyunkyindhmyar」と記載されているが、有する意味はいずれも「熟練者」、「専門家」という意味であるので、ここでは「専門家」に統一した。

<sup>5</sup> 無断で処分をすれば一定の不利益が課される旨承諾することに同意することを内容とする文書と考えられる。

<sup>6</sup> 趣旨はこのとおりであると考えられるが、文法的に不明確である。

(d) 第 (a) 項に従い組織する調査コミッティーを、必要に応じて変更して組織することができる。

第 12条 調査コミッティーの職務は、次に掲げるとおりである。

- (a) 調査事案について、必要な立証に係る証拠、記録文書、財政状況に係る証拠及び確実な経緯を明らかにするものを請求して調査し、又は必要な証人を召喚して質問すること。
- (b) 前項所定の事案に関連する行為に際して、確実な理由なくして従うことを怠った場合には取り締ることができるよう、委員会を經由して関係当局・機関に提案すること。
- (c) 経済活動従事者、調査される者又はこれらの者と関連する可能性のある者の建物、土地、業務場所を、法律に従い立ち入り、見分し、及び調査すること並びに搜索すること。
- (d) 調査・発見報告書及びこの法律に従い必要な取締りを行うことができるよう委員会に提案すること。
- (e) 必要な業務組織を組織すること、及びこれらの職務を定めること。
- (f) 業務組織の調査・発見報告書を受領して検査を行うこと。

## 第 7章 競争を制限する行為

第 13条 何人も、競争を制限する行為を生じさせる次に掲げる行為をしてはならない。

- (a) 購入価格、販売価格又はその他の取引・売買の状況において、直接又は間接に価格調整を定めること。
- (b) 市場において競争を制限する合意を行うこと。
- (c) 自己の経済活動が関係する市場において支配することができる状況の上で機会に乗じて濫用すること。
- (d) 個人又は組織が競争制限を行うこと。
- (e) 市場又は補助的基礎を均等に画定してブロックすること。
- (f) 製造、市場獲得、技術及び技術発展・進歩、投資を制限し、又は支配すること。
- (g) 入札又は競売の際に調整を定めること。

第 14条 委員会は、競争を制限する合意に関して、消費者にコストの減少をもたらせること<sup>7</sup>を意図して行為する次の事項のいずれかに該当する場合には、正確な期限を定めて免除を認めることができる。

- (a) 活動を遂行し、又は企図させるよう、経済活動のそれぞれの構成のあり方及び活動のあり方を改めること。
- (b) 取引及び売買の品質を進歩させるよう、技術及び技術水準の向上を進歩させること。
- (c) 異なる製品の技術に関する標準及び品質の水準を円滑に進歩させること。
- (d) 価格又は価格に関する情報に関係なくして、経済活動を行うこと、商品のディストリビューションを行うこと、及び決済することに係る事項を平等にさせること。
- (e) 小型・中型活動の競争能力を高めること。
- (f) 国際市場においてミャンマー国家の経済活動の競争能力を高めること。

#### 第 8章 競争において市場を独占する行為

第 15条 いかなる経済活動従事者も、市場を独占する行為を生じさせる次に掲げる行為をしてはならない。

- (a) 商品購入価格若しくは商品販売価格又はサービスのための報酬を統制すること。
- (b) 価格統制の目的でサービス若しくは製造を制限し、商品購入若しくは販売をする際に機会を制限し、又はその他の経済事業従事者が必ず行わなければならない規則を直接若しくは間接に定めること。
- (c) サービス、製造、購入、ディストリビューション、譲渡若しくは輸入を適切な理由なくして停止し、値引きし、若しくは制限し、又は市場の需要より少なくさせるため、若しくは品質を下げるために、商品を破壊し、若しくは損壊させるよう行為すること。
- (d) 他の経済活動従事者を市場において売買できなくさせるようにするため、及び市場シェアを抑制するようにするため、商品及びサービスの売買取引をする際に、地域・エリアを抑制・制限すること。
- (e) その他の者の経済活動の実施に際して、不公正に介入して干渉すること。

<sup>7</sup>若干意訳。直訳は、「消費者にコスト減少させるよう...」

第 16条 経済活動従事者は、他の経済事業の状況を拘束すること又は新しい経済活動を創造することに効果をもたらしめるよう委員会が許可する次の各事項を行うことができる。

- (a) 他の経済活動の製造者、ディストリビューター、援助・支援者と共同行為をすること。
- (b) 他の経済事業の所有に係る物品又は株式・持分の全部又は一部を購入すること。

## 第 9章 不公正な競争

第 17条 この法律において、不公正な競争のための行為は、次に掲げるとおりである。

- (a) 消費者をして誤認・誤解させるよう<sup>8</sup> 行為すること。
- (b) 経済活動の秘密を漏洩させること。
- (c) 経済活動従事者が互いに強制的に行うこと。
- (d) 他の経済活動の名称・名声を毀損すること。
- (e) 他の経済活動の活動行為を妨害すること。
- (f) 不正な競争のために宣伝し、及び販売促進すること。
- (g) 経済活動従事者間で差別的な取り扱いをする<sup>9</sup>こと。
- (h) 製造コストより低い価格又は CIF 価格よりも低い価格で市場において売却すること。
- (i) 自己の活動の影響・権威を濫用すること、又は他の事業と合意・契約を締結している者に対して契約を終了する<sup>10</sup>よう誘引し、若しくは扇動すること。
- (j) 委員会が消費者の利益のために必要な時に定める競争における不正な行為を行うこと。

第 18条 いかなる経済活動従事者も、消費者をして誤認・誤解させる次に掲げる行為をしてはならない。

- (a) 適法に登録している商品名称、活動スローガン、標章、パッケージ、地理・地域に関する説明及びその他の事項を誤解・誤認するに至る情報を使用して、競争する目的で行為すること。

<sup>8</sup> 直訳は、「消費者が考え・見解を誤らせるよう」

<sup>9</sup> 直訳は、「区別／識別して関係を持つ」。趣旨からして差別的に取り扱うというニュアンスと解される。

<sup>10</sup> 原義は、「反故にする」。よって、「違反する」というニュアンスも存在するかもしれない。



(b) 前項にあるニュース・情報を使用して商品製造及びサービス提供等の経済活動を行うこと。

第 19条 いかなる経済活動従事者も、他の経済活動の秘密を漏洩させることに関する次の行為をしてはならない。

(a) 経済活動の秘密又は当該秘密と関係するニュース・情報の取得又は収集を行う際に、上記の秘密を法律に基づき所有する者が、保持している安全に関する計画に違反して行為すること。

(b) 経済活動の秘密を法律に従い所有する者の適法な許可を受けずして使用し、又は開示すること。

(c) 経済活動の秘密又は当該秘密と関係するニュース・情報の取得、収集又は開示する際に、当該秘密を制限するよう義務を有する者の信頼を獲得しようとして誘惑し、そそのかし、又は信頼に乗じて機会を獲得すること。

(d) 法律の規定に基づく方法どおりに行動する他の者が所有する経済活動の秘密又は製造若しくはディストリビューションに関する業務手順を漏洩すること。

(e) 国有組織が履行し、かつ、存在する安全に関する計画に違反して経済に関するニュース・情報を漏洩すること。

(f) 前項のニュース・情報を使用して、経済活動に係る事項のために行い、又は経済活動のライセンスの取得を申請し、又は商品をディストリビュートすること。

第 20条 いかなる経済活動従事者も、消費者又は他の経済活動及び共同従事者が当該活動に関係する行為をしないよう、又は関係する行為を停止するよう威嚇し、又は意思に反して行うといったような拘束をする行為により強制してはならない。

第 21条 いかなる経済活動従事者も、他の経済活動の名称の評判、資金状態及び活動行為を損なわせる不正確なニュースを直接又は間接に放送してはならない。

第 22条 いかなる経済活動従事者も、他の経済活動を直接又は間接に妨げ、又は妨害してはならない。

第 23条 いかなる経済活動従事者も、不公正な競争のために宣伝活動に関する次の行為をしてはならない。

- (a) ある経済活動の商品又はサービスを他の経済活動の同様の商品又はサービスと直接比較すること。
- (b) 他人の商品と類似して見誤る宣伝をして、商品購入者を誘惑し、そそのかすこと。
- (c) 次に掲げる事実・解釈のいずれかに関して、誤った、又は誘惑し、若しくはそそのかすニュース・情報を商品購入者に発信すること。
  - (1) 価格、規模、目的、有用性、デザイン・スタイル、品質、包装、製造日、耐用期間、来源、製造者、製造場所、修理製造者又は修理製造場所
  - (2) 使用方法、サービス提供方法又は保証期間
  - (3) その他の誤った、又は誘惑し、若しくはそそのかすニュース・情報
- (d) 現行の法律のいずれかに基づき禁止されている宣伝活動

第 24条 いかなる経済活動従事者も、不公正な競争をもたらせる次の行為をしてはならない。

- (a) 欺く意図により、販売を向上するよう引き込む行為をすること。
- (b) 同一の販売向上計画において、商品購入者を差別的に取り扱うこと。
- (c) 現行の法律のいずれかに基づき禁止されている販売向上方法を実行すること。

第 25条 いかなる経済活動従事者も、差別的取り扱いをもたらせる次の行為をしてはならない。

- (a) ある経済活動に、自己の組織へ参加するよう定めている資格を充足しているけれども、参加を許可するのを拒絶し、若しくは脱退を許可するのを拒絶し、又は競争において阻止すること。
- (b) 経済活動組織に含まれる経済活動の目的及び遂行を確実な理由なくして制限すること。

第 26条 いかなる経済活動従事者も、自己の商品を市場中での競争において他の経済活動の競争能力を減少させる目的で当該商品の製造コストを下回った低い価格で、又は輸入品である場合には CIF 価格を下回った低い価格で販売してはならない。

第 27条 いかなる経済活動従事者も、市場での影響・権威を濫用して次の行為をしてはならない。

- (a) 競争者を市場中から退出させるために製造コストを下回る価格又は CIF 価格を下回る価格で商品販売し、又はサービスを提供する。

- (b) 市場の相場に相応しない価格で商品を販売し、若しくは購入し、若しくはサービスを提供し、又は再販売者に対して販売すべき価格を指定して与えることにより、消費者に不利益をこうむらせる。
- (c) 商品の製造若しくはディストリビューション又はサービス提供を抑制し、市場を制限し、又は科学技術発展・進歩を妨げることにより、消費者に不利益をこうむらせる。
- (d) 不公正な競争を生じさせるために、同一市場において不公平な<sup>11</sup> 取引・売買に関する規則を定める。
- (e) 商品又はサービスに関する売買契約を締結する場合には、他の経済活動に対し、不公正な規則を定め、又は当該契約と直接関係のない責任を引き受けるよう強制すること。
- (f) 市場に新たな競争者が参入することを不正な方法により妨害すること。
- (g) 市場に新たな競争者が参入することを妨害するために、自己が所有し、又は使用している主要な基本的物品又は希少なソースに対する使用权を拒絶し、又は差別的に許可する。

第 28条 いかなる経済事業従事者も、その他の経済活動と合意・契約を締結した者又は経済活動に対し、契約期間が満了する前に契約を終了させるよう誘い、そそのかし、又は誘引してはならない。

第 29条 いかなる経済活動従事者も、市場において不正な方法により商品を輸入し、又は当該商品を市場の相場を下回って販売してはならない。

#### 第 10章 経済活動相互間の共同行為

第 30条 経済活動相互間の共同行為には、次の行動が含まれる。

- (a) 経済活動を統合すること。
- (b) 経済活動を合作して組織すること。
- (c) ある経済活動が他の経済活動を買収し、又は取得すること。
- (d) 経済活動が合併で事業を行うこと。
- (e) 委員会が定める経済活動相互間の共同行為である他の方法により行為すること。

第 31条 いかなる経済活動従事者も、前条所定の行動を行う際に、次に掲げる状況を生じさせる共同行為をしてはならない。

<sup>11</sup> 原義：滑らか・平坦でない。

- (a) ある時間に市場支配を過度に高めるという目的で共同行為をすること。
- (b) 経済活動が独占的、又は寡占的な市場を得るために競争を減少させる共同行為をすること。

第 32条 経済活動相互間の共同行為を行う際に含まれる経済活動の合作での市場のシェアが委員会の定める市場シェアの制限を上回る場合には、いかなる経済活動相互間の共同行為もしてはならない。

第 33条 第 31条に基づき禁止する経済活動相互間の共同行為又はいずれかの禁止事項を、次に掲げる状況において免除を許可することができる。

- (a) 第 30条における経済共同行為を遂行したとしても、当該経済活動が現行の法律において定めている小規模及び中規模経済活動の規模においてすら存在していない場合
- (b) 共同行為において含まれる 1つ又は 1組の経済活動が過剰であることにより経済活動が破綻する可能性のある場合又は倒産する場合
- (c) 経済活動相互間の共同行為が輸出品の輸出増加に対して効果のある場合、方法若しくは技術の進歩に支援を与える場合又はベンチャー経済活動を設立する場合

#### 第 11章 行政的手段による取締り及び不服申立て

第 34条 コミッティーは、この法律に基づき発布する通知、命令及び手順に違反した経済活動従事者を次の取締方法のいずれかにより、又は複数の取締方法により決定して行うことができる。

- (a) 警告を与える。
- (b) 定められた罰金を支払わせる。
- (c) 活動行為を一時的又は永久に停止するよう関係する省と協議を行う。

第 35条 コミッティーが定めた通知又は決定事項に不服のある者は、上記の命令又は決定事項を受領した日から60日以内に委員会に対して申立てをする権利<sup>12</sup>を有する。

#### 第 36条

- (a) 委員会は、前条に基づく不服申立てをした時に、コミッティーの決定事項を承認、修正又は廃止することができる。
- (b) 前項に基づく委員会の決定は、終局的なものとして発効する<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> 原文の直訳は、「訴え参加権」

<sup>13</sup> 原文の直訳は、「最終的に成立／発効することになる。」

第 37条 第 34条第 (b) 項に規定する罰金の支払いがない場合には、所得税未納付残金とみなして<sup>14</sup> 税を徴収する。

第 38条 この法律に基づき定めている行政的取締りは、刑事手続に基づく、又は民事手続に基づく取締りを妨げてはならない。<sup>15</sup>

## 第 12章 違法行為及び処罰

第 39条 いかなる者も、第 13条所定の禁止事項に違反して罪を犯した旨違法が明らかと判決を下された場合には、その者を 3年以下<sup>16</sup>の禁錮刑に処し、1500万チャット以下の罰金を科し、又はこれらを併科する。<sup>17</sup>

第 40条 いかなる経済活動従事者も、第23条、第 24条又は第 29条所定の禁止事項に違反して罪を犯した旨違法が明らかと判決を下された場合には、その者を 3年以下の禁錮刑に処し、1500万チャット以下の罰金を科し、又はこれらを併科する。

第 41条 いかなる者も、第 15条、第 19条、第 22条、第 26条、第 27条、第 31条又は第 32条所定の禁止事項に違反して罪を犯した旨違法が明らかと判決を下された場合には、その者を 2年以下の禁錮刑に処し、1000万チャット以下の罰金を科し、又はこれらを併科する。

第 42条 いかなる者も、第 18条、第 20条、第 21条、第 25条又は第 28条所定の禁止事項に違反して罪を犯した旨違法が明らかと判決を下された場合には、その者を 1年以下の禁錮刑に処し、500万チャット以下の罰金を科し、又はこれらを併科する。

第 43条 いかなる者も、調査コミッティーがこの法律に基づき調査を行うために立証する証拠、文書若しくは金銭的証拠のいずれかを要求する際又は証人として召喚・質問する際に、確実な理由がないのに従うのを怠った旨違法が明らかと判決を下された場合には、その者を 5月以下の禁錮刑に処し、又は 10万チャット以下の罰金を科する。

第 44条 現行の法律のいずれかにおける規定のいかににかかわらず<sup>18</sup>、競争に関するこの法律所定の規定のいずれかと関係する事項をこの法律の趣旨に従い執行する。

<sup>14</sup> 原文の直訳は、「あたかも所得税未払残金であるかのごとくに基づき」

<sup>15</sup> 原文の直訳は、「妨げることがあってはならない」

<sup>16</sup> 原文の直訳は、「3年を超えない」。以下年数・金額の上限を示す場合につき同じ。

<sup>17</sup> 原文の直訳は、「(併科する旨) 決定する」。以下同様の箇所につき同じ。

<sup>18</sup> 原文の直訳は、「どのように定めているにもかかわらず」

## 第 13章 雑則

第 45条 委員会は、会議を定めに従い開催する。

第 46条 国家公務員でない委員会の委員又は調査コミッティーの成員は、この法律所定の職務を行うにおいて、これらの者に対し、刑法典第 21条において述べる「公務員（ public servant）」であるとみなす。

第 47条 この法律に基づく禁止事項を訴追する際には、委員会の事前の許可を取得しなければならない。

第 48条 第 34条第 (b) 項所定の罰金を徴収することができるようにするため、省は、適切な政府人員を徴収人員として任命して責任を与えることができる。

第 49条 この法律に基づく訴追を受けた者が経済活動組織である場合には、当該組織の活動・行動の際に責任のある者は、上記の違法行為事項を知らないで違反すること又は違法行為の実施を防ぐために相応の努力を行ってきたことを証明することができない<sup>19</sup> 場合には、上記の経済活動組織と共に共同訴追されて、当該経済活動組織に処罰を下すに際して、上記の責任のある者は、当該違法行為に関して共同して罪があると決定される。<sup>20</sup>

第 50条 この法律所定の違法行為を警察が取締権を有する違法行為として定める。

第 51条 被害者は、自己の被害に関して、この法律に基づく明らかな違法行為との判決を受けた者を民事訴訟によっても訴えることができる。<sup>21</sup>

第 52条 この法律第 13条に違反した際に、自己まで含んでいることを明らかにするニュースを与えた者に対し、委員会は、この法律に基づき決定する処罰から免除し、又は減輕する権利を寛大な<sup>22</sup> 措置として享受して許可するよう、現行の法律に照らして関係する裁判所及び法律部門と協議を行うことができる。

<sup>19</sup> 原文の直訳は、「証明できない場合」

<sup>20</sup> 原文の直訳は、「決定することをなされる」

<sup>21</sup> 日本語としての見易さの観点から、原文の語順を入れ替えた。原文は、「この法律に基づく明らかな違法行為との判決を受けた者を、被害者は、自己の被害に関して、民事訴訟によっても訴えることができる。」

<sup>22</sup> 「酌量」と訳出する余地もありうるが、原義に忠実な上記文言とした。

第 53条 関係する裁判所は、協議をする際に、経済活動従事者が加わって共同行為をする時期及び共同・参加の状態に基づいて<sup>23</sup>、異なる寛大な措置を講ずることができる。

第 54条 省は、委員会、コミッティー及び業務組織の、

- (a) 事務所の活動につき、責任を持って行なわなければならない。
- (b) 費用を負担しなければならない。

第 55条 この法律に基づき委任する執行権に照らした善意の行為又は証拠が確実であることに関して、委員会の成員、調査コミッティーの成員、業務組織の成員及び国家公務員を、刑事手続に基づき、民事手続に基づき、又はその他の方法に基づき取り締ってはならない。

第 56条 この法律所定の規定を具体化する行為に際して、

- (a) 大臣は、必要な実施細則、規則及び規定を政府の同意により発布することができる。
- (b) 委員会は必要な通知、命令、指示及び手順を、コミッティーは必要な命令及び指示を発布することができる。

ミャンマー連邦共和国憲法に基づき、私は、署名する。

テイン・セイン  
大統領  
ミャンマー連邦共和国

---

<sup>23</sup> 原文の直訳は、「...に関して／の上に、（これに）よって」